

同等品で入札を希望する場合の手続きについて

仕様書等で製品を指定していない物品については、参考機種として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の物品（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品で入札を希望する場合は、必ず「同等品申請書」とともに、当該申請物品の性能等が確認できるカタログ等を添付し、指定された期日までに契約検査管理課へ同等品の申請をしてください。

同等品の認定を受けていない物品で見積もった場合、その物品で契約を締結することができませんので、必ず事前に申請してください。

なお、同等品の認定を受けていない物品で応札し、落札したことが落札後に判明した場合は、次の対応となります。

- ・参考機種として示した製品を納入する。
- ※この対応が出来ない場合には、落札後契約辞退の取り扱いとなり、市入札参加資格者指名停止基準の措置対象となります。

注意事項

- 1 同等品は参考機種と示したメーカーと規格（形状、材質、色等）・品質・性能等が同等以上であって、定価は概ね参考機種と同等以上であるものとします。
- 2 同等品申請書を提出する際には、同等品として提示した機器等の性能等が確認できるカタログの写し、ホームページ等の写しなどの定価や性能を証明することができる書類を添付してください。
- 3 同等品可否決定の通知
同等品可否決定の通知については、通知書の「可否」欄に、認定の場合は「可」を、不認定の場合は「否」を記入し、FAX等で送付します。